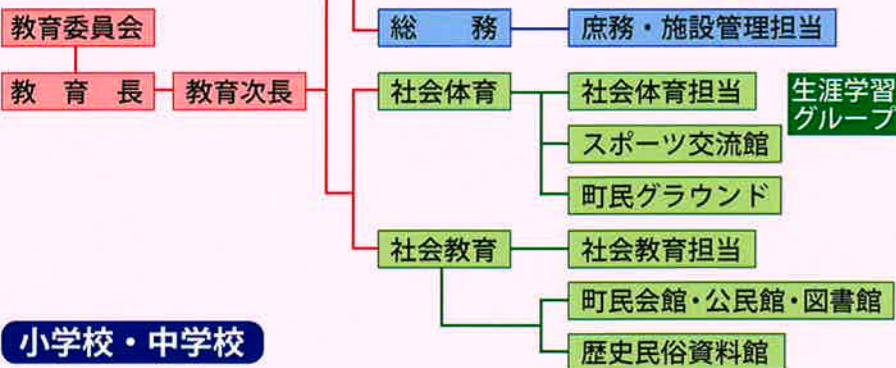


横瀬町 教育委員会 組織図



児童数 415名 教職員数 41名

学校教育目標

○かしこい子 ○あたたかい子 ○たくましい子

研究主題

「児童の思考力を高めるための授業の創造」
－振り返りとまとめを中心－

特色ある教育

- 生活保障実現のための生きる力と「あいさつ あんぜん あとしまつ」と「思いやり」を重視する教育
- 学力保障実現のための少人数指導、T T 指導
- 学力向上をめざした小中連携
 - ・年間 5 回の家庭学習集中取組期間の実施
- 読書の奨励 詩の暗唱
- 横瀬小ならではの体験学習
(米作り カブトムシの飼育 植草菌糸植え 横瀬川の学習 昔遊び 等)



横瀬中学校

生徒数 229名 教職員数 26名

学校教育目標

「よく学び 心を正し 全力尽くす」

研究主題

「互いを認めあい、支えあう、心豊かな生徒の育成」
－すべての生徒が落ち着いて学び、安心して生活できる学校づくりの推進－

特色ある教育

- 生徒の生き方の指針となる校訓「健康・勤勉・克己」
- めざす学校像「いのちを大切に、安心して学べ、生徒・保護者・地域から信頼される学校」
- 学校経営の基本理念「生徒の生命と人権を尊重し、知育・德育・体育の生きる力をバランスよく高めながら社会に貢献できる人材の育成を目指す」
- 横中 3 つの誇り「あいさつ」・「清掃」・「学校行事」の取組の充実



町民会館・公民館・図書館

TEL 0494 (22) 2267

町民会館・公民館は、町民の学習・交流活動、発表などの場として、誰でも利用できる生涯学習・文化活動等の拠点施設です。

館内での教室・講座、サークル活動や催し物を通して、皆さんの生涯学習を支援したり、様々な能力をはぐくみ、心豊かに暮らしていくためのお手伝いをしています。

また、図書館は、皆さんに身近な学習活動の場として、乳幼児から高齢者まで、気軽に立ち寄れるところです。多くの図書等を集め、楽しく学ぶことができるよう努めています。

町民会館・公民館利用案内

利用時間：午前 9 時～午後 9 時 30 分

休館日：月曜日(ただし祝日の場合は翌日も)
祝日、年末年始

図書館利用案内

利用時間：午前 9 時～午後 5 時
(水曜は午後 8 時まで)

休館日：月曜日
1月1日～4日、12月28日～31日
2月及び7月(図書館特別整理期間)



歴史民俗資料館

TEL 0494 (24) 9650

歴史民俗資料館は、横瀬町総合振興計画にもとづき、考古・歴史・民俗資料を收集・保管し、展示公開して、町民の教育・文化の向上に資するために建設されました。展示室は「武甲山をめぐる自然と生活」をテーマとし、収集資料は絹織物関係を主とする民具類 10,000 件、図書資料 8,000 冊、写真 50,000 点以上を数えます。



開館時間：午前 9 時～午後 4 時 30 分

休館日：月曜日(ただし祝日の場合は翌日も)
祝日、年末年始

横瀬町学校給食調理場

TEL 0494 (22) 3064

学校給食は、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や好ましい人間関係を体得することをねらいとして行われている教育活動です。

調理場では特に「生涯にわたる健康の基礎を養う学校給食」という役割を担うため、学校との連携を心がけ、児童・生徒一人一人の健やかな成長を目標に、毎日の給食が和やかで楽しい時間になるよう、また安全で安心な給食の提供に努力しています。



スポーツ交流館

1階のアリーナ (952m²) には、バスケットボールやバレー、ボールコート等が整備されています。また、2階のトレーニングルーム (169m²) には健康器具が設置され、開放日には多くの町民が利用しています。



開放日：毎週火・木曜日
午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
毎週日曜日
午前 9 時～正午

ただし、年末年始の休館日及びスポーツ大会等が開催され2階施設が利用される場合は開放しません。

平成 29 年度

横瀬町の教育

人を育み 互いを尊重し 文化を伝える教育の推進



町の鳥【カワセミ】



町の木【もみじ】



町の花【ちちぶいわざくら】



町のキャラクター

「3 あ運動」あいさつ・あんぜん・あとしまつ

「家庭学習心得 3 カ条」

よい環境（習慣）～地域～

こえかけ、目をかけ、手をかけて～家庭～

ぜったいやるぞの強い意志～児童生徒～

横瀬町教育委員会

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地
TEL 0494 (25) 0118 FAX 0494 (23) 9349

平成29年度 横瀬町教育行政重点施策

(基本理念)

「緑と風が奏でる ここ^{かな}和むまち」という町政の基本理念に基づき、横瀬町民憲章や埼玉県教育行政重点施策をふまえ、次代を担う子どもを育てる教育行政を推進する。

(目標) 人を育み 互いを尊重し 文化を伝える教育の推進

(重点施策)

1 確かな学力と自立する力の育成

- (1) 一人一人を確実に伸ばす教育の推進
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進
- (4) 時代の変化に対応する教育の推進
- (5) キャリア教育・職業教育の推進
- (6) 幼児教育の推進
- (7) 特別支援教育の推進

2 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
- (2) いじめ・不登校の防止
- (3) 生徒指導の充実
- (4) 人権を尊重した教育の推進
- (5) 健康の保持・増進
- (6) 体力の向上と学校体育活動の推進

3 質の高い学校教育の推進

- (1) 教職員の資質能力の向上
- (2) 学校の組織運営の改善
- (3) 子どもたちの安心・安全の確保
- (4) 学習環境の整備・充実

4 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育支援体制の充実
- (2) 地域の教育力の向上
- (3) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

5 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進

- (1) 学びあい共に支える社会を目指す生涯学習の推進
- (2) 文化芸術の振興と伝統文化の継承
- (3) スポーツを通じた元気な町づくり

学校教育の指導の重点・努力点

学力を重視し、幼児期から小・中学校の連携を図り、児童・生徒の人格形成に努める。

■ 最重点項目

□ 学校経営

家庭や地域社会との連携を深め、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進し、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるよう、児童生徒の学力保障、生活保障の実現を目指す。

■ 学習指導

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を通して、児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着と学習意欲の向上を図り、生きる力を育む授業の創造を目指す。

■ 生徒指導

児童生徒の望ましい人間関係づくりを進め、自ら判断し、目標を定め、その実現に努める心豊かな児童生徒の育成を目指す。

□ 進路指導・キャリア教育

自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できる児童生徒の育成を目指す。

■ 道徳教育

「考え、議論する道徳」への授業改善や豊かな体験を通して、人間としてのよりよい生き方を考え、実践できる児童生徒の育成を目指す。

□ 総合的な学習の時間

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む児童生徒の育成を目指す。

□ 特別活動

望ましい集団活動を通して、児童生徒一人一人の個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてのよりよい生活や人間関係を築こうとする児童生徒の育成を目指す。

□ 学校教育相談

児童生徒が抱える悩みや不安などを、相談活動等を通じて解消を図り、よりよい人格の成長を援助する。

□ 体育

進んで運動に親しみ、健やかな体と豊かな心をもった児童生徒の育成を目指す。

□ 健康教育

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる児童生徒の育成を目指す。

■ 人権教育

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする児童生徒の育成を目指す。

■ 特別支援教育

共生社会の形成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を推進する。

□ 幼児教育

幼稚園、保育所、小学校が互いに連携して幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図り、子どもたちの心身ともに健やかな成長を目指す。

□ 國際理解教育

日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、将来において、国際社会において信頼され、世界の平和と発展に貢献できる児童生徒の育成を目指す。

■ 情報教育

情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できる児童生徒の育成を目指す。

□ 環境教育

持続可能な社会の実現へ向け、環境への理解を深め、環境を守ろうとする児童生徒の育成を目指す。

□ ボランティア・福祉教育

人権尊重の精神を基盤とし、社会福祉への関心と理解を深め、互いに支え合い豊かに生きていこうとする児童生徒の育成を目指す。

□ 男女平等教育

男女共同参画社会の実現を目指し、男女平等意識を高める教育を推進する。

□ 学校図書館教育

学校図書館を利用した学習の充実と児童生徒の思考力・判断力や情報活用能力の育成を目指す。

□ 交流及び共同学習

人間尊重の精神に基づき、一人一人の違いを認め合える共生社会の形成を目指した教育を推進する。

社会教育の重点・努力点

町民の視点に立ち、伝統文化がもつ価値の重さやお互いの人権の大切さ、一生涯を通じた自主的・自発的学習活動のよろこびを認識できる社会環境の整備に努める。

■ 最重点項目

□ 生涯学習推進体制の充実

自ら学ぶよろこびが生き甲斐となり、互いに学び合うことが地域住民の絆を強め、地域力を増していく。生涯学習から生まれるこの効能の享受を目指し、その推進体制整備に取り組む。

■ 町主催事業の協力連携体制の充実

町民のニーズにあった、町民が参加しやすい主催事業を目指し、教育委員会及び各課所との協力連携体制の充実を図る。

■ 人権教育の推進

子ども、女性、高齢者、同和問題、障がい者、LGBTなどの様々な人権問題を早期に解決するため、多様な学習機会の提供と学習方法の工夫に努める。

□ 家庭教育の充実

家庭教育の重要性の認識、家庭の教育力向上を目指し、子育て講座や親の学習講座の開催、子育て相談体制の充実を図る。

□ 文化の町づくりの推進

町の伝統文化継承のために、歴史民俗資料館の活用、文化財調査や保護活動、伝統文化継承者の育成を図る。

社会体育の重点・努力点

健康で活力のある町をめざし、スポーツを町民の生活に欠かせない一つの文化として根付かせ、生涯にわたりスポーツを楽しむ環境、スポーツ事業の充実、発展に努める。

■ 最重点項目

■ スポーツの振興

横瀬町スポーツ振興条例による計画的な施策に基づき、町民のスポーツ振興を図る。

□ スポーツ推進委員活動の充実

スポーツ推進委員の資質の向上を図り、多様な町民ニーズに対応するため、各種スポーツプログラム等の企画、指導が行えるようスポーツ推進委員活動の充実を図る。

□ スポーツ教室及びスポーツ大会の開催・支援

スポーツの楽しさを体験し町民のスポーツ活動を活発にするため、各種スポーツ教室を開催し機会の拡充を図る。また、町民体育祭や駅伝競走大会を開催するとともに、体育協会やスポーツ少年団と連携し各種スポーツ大会を支援する。

□ スポーツ団体の育成

体育協会やスポーツ少年団活動を支援すると共に、体育施設利用団体登録制度の周知や新規の競技団体の育成に努める。

□ 社会体育施設の充実

スポーツの振興を目指し、体育施設の充実を図る。
(町民グラウンド)

野球、サッカー、グラウンドゴルフ等の競技利用や町民体育祭や駅伝競走大会の開催など、幅広く活用されることを目指す。

□ スポーツ交流館(横瀬小学校)

□ 学校体育施設開放(横瀬中学校体育館)

生涯スポーツ、レクリエーション活動やスポーツ少年団活動の拠点として、バスケットボール、バドミントン、卓球、柔道、剣道等、幅広く活用されることを目指す。